

議案第 86 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年墨田区条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の規定整備をする必要がある。